

令和3年度にガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を利用または製造等する事業者の方へ

－令和3年度の再商品化義務履行の委託について－

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定される再商品化義務の履行を、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託しようとしている方は、次のとおりお申し込みください。

令和2年12月14日

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル2階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 委託内容

- (1) ガラスびんに係る再商品化義務の履行
- (2) PETボトルに係る再商品化義務の履行
- (3) 紙製容器包装に係る再商品化義務の履行
- (4) プラスチック製容器包装に係る再商品化義務の履行

2. 申し込み期間

令和2年12月14日(月)～令和3年2月10日(水)

3. 契約および委託料金の支払いについて

「再商品化委託契約申込書」のご記載内容を確認後に、再商品化委託承諾書をオンライン発行いたします。

なお、委託料金および委託料金の支払い方法等については、上記申込書に記載してありますので、当該書類をご入手のうえ、ご確認ください。

4. 必要書類の入手方法および申し込み先／問い合わせ先

「再商品化委託契約申込書(申込用紙1)」 「再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)」などの申込関係書類の入手を希望される方は、下記オペレーションセンターまでご連絡ください。

<オンラインによる申込および申込関係書類の入手の場合の問い合わせ先>

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター
(電話番号 03-5610-6261)

<郵送による申込の場合の問い合わせ先>

貴社(団体)を管轄する商工会議所または商工会

※当協会では、オンラインによる申込を推奨しております。